

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月12日

香川県知事 浜田 恵造

#### 1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目9番4号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ香西店 高松市香西本町350番地1
変更しようとする事項	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 （変更前）開店時刻：午前9時30分 閉店時刻：午後8時 （変更後）開店時刻：午前6時30分 閉店時刻：午後8時  ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）午前9時15分～午後8時 （変更後）午前6時～午後8時30分  ※「添付図面」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。
変更年月日	平成27年6月1日

#### 2 届出年月日

平成27年5月22日

#### 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成27年6月12日から平成27年10月12日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成27年10月12日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ